**限定承認公告**

本籍東京都杉並区方南二丁目五一番地、最後の住所静岡県静岡市葵区川合二丁目二番一六号
被相続人　亡　加藤　佑吾
右被相続人は平成二十五年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十三日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
東京都新宿区四谷一丁目一九番地七三
相続財産管理人加藤由佳子
代理人弁護士　村山　哲也

**限定承認公告**

本籍長野県長野市西三才一九二番地三四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢﨑　弘忠
右被相続人は平成二十五年八月十四日頃死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十一日長野家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
大阪府羽曳野市古市七丁目一〇番一一号
限定承認者　四ッ谷郁子

**限定承認公告**

本籍大阪府大阪市東成区東今里二丁目一〇七番地、最後の住所奈良県生駒市あすか野北一丁目一三―一八　被相続人　亡　高山　幸男
右被相続人は平成二十五年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十三日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
奈良県生駒市白庭台一丁目五―一
相続財産管理人　高山　明洋

**限定承認公告**

本籍和歌山県橋本市岸上三五七番、最後の住所和歌山県橋本市岸上二八七番地の二
被相続人　亡　西辻　雅弘
右被相続人は平成二十五年六月六日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十五日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
和歌山県橋本市岸上二八七番地の二
相続財産管理人　西辻　初予

**限定承認公告**

本籍島根県出雲市斐川町上直江五四六番地、最後の住所島根県出雲市斐川町上直江八九八番地二　被相続人　亡　嘉藤　悦夫
右被相続人は平成二十五年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十一日松江家庭裁判所出雲支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
島根県松江市母衣町七九番地アサコウビル二階古津弘也法律事務所
限定承認者嘉藤育子
代理人弁護士　古津　弘也

**限定承認公告**

本籍岡山県井原市高屋町八九五番地、最後の住所岡山県井原市高屋町八九六番地一
被相続人　亡　武田　雄丞
右被相続人は平成二十五年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十一日岡山家庭裁判所倉敷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
岡山県井原市高屋町八九六番地一
相続財産管理人　武田　充弘

**限定承認公告**

本籍兵庫県南あわじ市神代喜来二一〇番地、最後の住所徳島県鳴門市鳴門町高島字中島一〇四番地五五　被相続人　亡　廣瀬　宏
右被相続人は平成二十五年五月二日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十二日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十一月一日
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛七〇番地二　第二コーポ鯛丸二三一
相続財産管理人　廣瀬　卓也

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年十月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十一月一日
大阪市鶴見区緑二丁目七―二一
合資会社ＮＩＳＨＩＭＵＲＡ
代表社員　西村　元廣

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十七億一千四百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000278/nwb4/
平成二十五年十一月一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
グローバル・アセット・ワン・ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000281/6ted/
平成二十五年十一月一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
グローバル・アセット・ツー・ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六十二億千五百七十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十五頁に掲載されています。
平成二十五年十一月一日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
北柏プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億五千六百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000249/1gb9/
平成二十五年十一月一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
博多ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十八億二千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000243/o4qj/
平成二十五年十一月一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
セントレジャー・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

**訂正公告**

平成二十五年九月九日掲載の鹿児島家庭裁判所知覧支部に係る平成二十五年（家）第一二〇号相続権主張の催告中「本籍鹿児島県南さつま市加世田地頭所510番地」とあるは「本籍鹿児島県加世田市地頭所510番地」の誤りにつき訂正します。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十一月一日付第二三七号九　六ページ●同日付政府調達第二〇六号一四四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）